

# 平成 2 8 年 度 税 制 改 正 要 望

一般社団法人 日本建設業連合会

## 目 次

### 1. 建設業の担い手確保促進税制の創設

- (1) 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設 …………… 1
- (2) 予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の税制上の優遇措置の創設 ……………1

### 2. 法人課税の適正化

#### <法人税関係>

- (1) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正…………… 1
- (2) 貸倒償却の要件緩和…………… 2
- (3) 欠損金の繰越控除制度に係る繰越期間の延長…………… 2
- (4) 交際費の損金不算入の見直し…………… 2
- (5) 法人住民税の損金不算入の見直し…………… 3
- (6) 寄附金の損金不算入制度の改善…………… 3
- (7) 試験研究費の税額控除制度の改善…………… 3
- (8) 外国税額控除の拡充…………… 3
- (9) 新たな国際課税ルールに基づく事務負担増の軽減…………… 3

#### <地方法人税関係>

- (1) 地方法人税の改善…………… 3
- (2) 外形標準課税における資本割の課税標準の改善…………… 4

### 3. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等

- (1) 都市・住宅対策を促進するための税制 …………… 4
- (2) PFI事業を促進するための税制 …………… 7

### 4. 印紙税等の廃止

- (1) 印紙税の廃止 …………… 8
- (2) 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸している税制の廃止 …………… 9

- 参考資料** …………… 10

## 1. 建設業の担い手確保促進税制の創設

### (1) 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設【法人税】

社会資本と建築物の円滑な整備は、人々の安全・安心な暮らしを守り、活力ある生産・経済活動を拡大していくために、無くてはならないものである。日本の少子高齢化が進む中で、日建連の推計では、建設業の担い手—とりわけ技能労働者については、今後10年間で100万人を超える大量退職時代を迎え、必要な担い手を確保し、世代交代を図っていくためには、若者を中心に90万人の新規入職者を確保しなければならない。

現在建設業界では、技能労働者の処遇改善、教育訓練の充実強化、女性の入職促進などに、業界あげて取り組んでいるところであるが、業界の重層的な下請構造を考えれば、下請企業に多く雇用されている技能労働者の処遇改善等を下請企業任せにするのではなく、元請企業がより積極的に取り組んでいく必要がある。

これらの活動を活発化するため、元請企業による下請企業に雇用される技能労働者に対する手当等の支給、技能向上のための研修等の実施及び若者や女性の活躍促進のための現場環境整備等に要した費用について、税制上の優遇措置を創設されたい。

### (2) 予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の税制上の優遇措置の創設【法人税・所得税・法人住民税】

建設業の担い手を確保するためには、これまで以上に多様な人材を活用して行く必要があり、教育、訓練が行き届き、建設業に関連する技能を有する自衛隊経験者を有望な担い手として活用したい。

そのため、予備自衛官及び即応予備自衛官（予備自衛官等）を建設業の担い手として積極的に迎え入れる企業へのインセンティブを向上させるため、予備自衛官等である者を雇用した事業主（法人、個人とも）に対し、一定要件を満たした場合に雇用者1人当たり40万円の税額控除を認める等の税制上の優遇措置を創設されたい。

## 2. 法人課税の適正化

### <法人税関係>

#### (1) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正【法人税】

工事進行基準の取り扱いについて、税制と「工事契約に関する会計基準」との間に齟齬があり、特に以下の点については、実務面において不都合が生じて

いるため是正していただきたい。

①工事損失引当金の損金算入

工事損失引当金について税制では所要の措置が講じられておらず損金算入できないが、会計基準に則って工事収益・工事原価を計上する限り恣意性のある余地はないため、損金算入できるようにしていただきたい。

②請負金未確定の場合の売上計上基準の見直し

追加工事等で請負の対価が確定していない場合、会計基準では、当事者間で実質的に合意され、かつ、合意の内容に基づいて、対価の額を、信頼性をもって見積もることができることとなった時点で工事収益総額に含めるものとされているが、税制においては法人税法施行令129条第4項により追加工事の見積原価額をその対価の額とする旨の規定がある。一般に損失工事の場合、追加工事も入札率等で減額査定され更に損失が拡大する工事が多い。従って、税法で規定する追加工事の対価の額（追加工事の前原価と同額）を請負金の総額に含めた場合、獲得可能性が低い請負金まで売上計上され、収益の過大計上の恐れがあるため、追加工事に係る売上計上の取り扱いを会計基準に適合させていただきたい。

## **(2) 貸倒償却の要件緩和【法人税】**

貸倒引当金の損金算入が廃止されたため、回収不能の金銭債権を損金算入するには基本通達9-6-2(回収不能の金銭債権の貸倒れ)を適用することになるが、その基準が厳格に過ぎることから、不良債権の処分が進まず、また、債権者の管理コストも増大しているため、貸倒償却の要件を以下のとおり緩和していただきたい。

- ①基本通達9-6-2では、債権の全額が回収できないことが明らかな場合しか貸倒償却を認めていないが、担保物の処分以外に回収できる見込みのない金銭債権については、当該担保物の(見積)価値までの貸倒償却を可能とすること。
- ②回収活動を継続的に行ったにもかかわらず、3年以上回収できず、その後も回収が見込まれない債権については、貸倒償却を可能とすること（特に海外における大規模なインフラプロジェクト等）。

## **(3) 欠損金の繰越控除制度に係る繰越期間の延長【法人税】**

欠損金の繰越限度額は既に50%（平成29年度以降）まで縮小されることが決定されているが、企業の中長期的な経営環境の安定を図るため、繰越期間については無期限としていただきたい。

## **(4) 交際費の損金不算入の見直し【法人税】**

全企業を対象として、接待飲食費以外の支出においても一定限度内での損金算入を認めていただきたい。

#### **(5) 法人住民税の損金不算入の見直し【法人税】**

均等割税額を法人税の所得計算上で損金算入を認めていただきたい。

#### **(6) 寄附金の損金不算入制度の改善【法人税】**

寄附金の損金算入限度額の未使用部分を一定の期間（例えば欠損金の繰越控除期間と同様）の中で繰越可能とする控除制度を創設されたい。

#### **(7) 試験研究費の税額控除制度の改善【法人税】**

税額控除額が法人税額の一定割合を限度とされているため、税務調査の結果、法人税額が増加した場合、同控除額も連動して増加し、税の還付を受けることとなる。この場合、納税者自らが更正の請求（税の還付請求）をする必要があるが、納税者の事務的な負担を考慮して、税務当局の職権で還付いただきたい。

#### **(8) 外国税額控除の拡充【法人税、法人住民税】**

外国税額控除の計算で生じる「控除余裕額」及び「控除限度超過額」については、現在、3年間の繰越控除が可能であるが、法人税繰越欠損金の繰越期間と同様に延長されたい。

#### **(9) 新たな国際課税ルールに基づく事務負担増の軽減【法人税】**

経済協力開発機構（OECD）による国際課税の新ルールに基づき、新たに作成義務が課せられる文書について、企業側の過度な事務負担とならないよう配慮願いたい。また、新ルールの適用時期については、十分な準備期間（少なくとも2カ年程度）を設けていただきたい。

### **<地方法人税関係>**

#### **(1) 地方法人税の改善【法人住民税、法人事業税、償却資産税（固定資産税）、事業所税等】**

##### **① 地方法人課税の抜本的改革、納税制度の簡素化**

法人住民税及び法人事業税については、国・地方を通じた税制抜本改革の中で、他の税目との整理・統合も視野に検討されるべきであり、地方税の抜本改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税を廃止することのほか、地方税を国が一括徴収し、各地方自治体へ配分するような制度への移行等を含め、早期に抜本的な改革を図られたい。

また、早期に抜本的な改革がなされない場合においても、現行の地方法人課

税は制度が複雑であり、特に、建設業においては全国多数の現場事務所が短期間で設置・廃止され、他産業に比べて事務負担が大きいことから、本店所在地の都道府県への一括申告・納付等による申告・納付手続の簡素化を図られたい。

また、現行の法人事業税の制度(課税所得計算及び外形標準課税制度)は、煩雑な集計作業を必要としているので、簡素な税制となるよう改正されたい。

### ② 償却資産税(固定資産税)の廃止

償却資産税については、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しにより残存価額や償却可能限度額が廃止されたにもかかわらず、償却資産の評価方法については改正が行われず、一物二価の状態を生んでいる。また、固定資産と償却資産の区分についての判定や抽出作業が難解で税の明確性に欠けており、申告手続に要する労力並びに税金の負担も大きいので、廃止されたい。

### ③ 事業所税の廃止

事業所税は、都市計画税との関係が曖昧であり、また、都市部の活性化に貢献している大企業により多く課税されるという公平感に欠けるものであるので、廃止されたい。

## (2) 外形標準課税における資本割の課税標準の改善【法人事業税】

企業の資本政策の柔軟性を確保し、また、市場の活性化を促すため、資本割の課税標準を再度見直し、従来どおり、資本金+資本準備金-自己株式とすることを認めていただきたい。

## 3. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等

### (1) 都市・住宅対策を促進するための税制

#### (適用期限が到来する各種特例制度の恒久化等)

平成27年12月31日または平成28年3月31日に適用期限が到来する、以下の各種特例制度について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から恒久化または延長を図られたい。

#### ① 優良な住宅ストック形成を促進するための税制

項目【税目】	内容	適用期限・要望
①-1. 新築住宅に係る課税の特例措置【固定資産税】	一般の住宅：3年間 税額 1/2減額 中高層住宅：5年間 税額 1/2減額	H28年3月31日 【恒久化】
①-2. 老朽化マンションの建替え等の促進に係る課税の特例	○登録免許税 [マンション建替え事業] ・権利変換手続き開始の登記の非課税措置	H28年3月31日 【2年間】

<p>措置 【登録免許税・不動産取得税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合が売渡請求等により取得する区分所有権、敷地利用権の登記の非課税措置</li> <li>・ 権利変換後の土地に関する登記の非課税措置 [マンション敷地売却事業]</li> <li>・ 組合が売渡請求により取得する区分所有権、敷地利用権の登記の非課税措置</li> <li>・ 分配金取得手続開始の登記の非課税措置</li> <li>・ 権利消滅期後の建物及び土地に関する登記の非課税措置</li> </ul> <p>○不動産取得税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行者等に対し、要除却認定マンション及びその敷地を取得した場合の非課税措置</li> </ul>	
<p>①－ 3. 認定長期優良住宅に係る課税の特例措置 【登録免許税・固定資産税・不動産取得税】</p>	<p>○登録免許税</p> <p>所有権保存：一般住宅特例 0.15%→0.1% 所有権移転：一般住宅特例 0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%</p> <p>○固定資産税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長 戸建て 3年→5年、マンション 5年→7年</li> </ul> <p>○不動産取得税</p> <p>課税標準：一般住宅特例 1,200万円控除 →1,300万円控除</p>	<p>H28年3月31日 【2年間】</p>
<p>①－ 4. 認定低炭素住宅の保存登記等に係る課税の特例措置 【登録免許税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を一般住宅特例より引き下げ</li> </ul> <p>所有権保存：一般住宅特例 0.15%→0.1% （本則0.4%）</p> <p>所有権移転：一般住宅特例 0.3%→0.1% （本則2.0%）</p>	<p>H28年3月31日 【2年間】</p>
<p>①－ 5. 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例措置 【所得税・住民税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住用財産の買換え及び特定居住用財産の譲渡に伴う譲渡損失がある場合に、譲渡年の損益通算に加え、3年間の繰越控除を可能とする特例措置</li> <li>・ 居住用財産の買換え及び交換における長期譲渡所得の課税を、買換え資産の取得額までの範囲において譲渡がなかったものとみなす（取得時期は、譲渡年の前年、譲渡年、譲渡翌年）</li> </ul>	<p>H27年12月31日 【2年間】</p>
<p>①－ 6. 特定の居住用財産の買換え及び交換における長期譲渡所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の居住用財産の買換え及び交換における長期譲渡所得の課税を、買換え資産の取得額までの範囲において譲渡がなかったものとみなす（取得</li> </ul>	<p>H27年12月31日 【2年間】</p>

得の課税の特例措置 【所得税・住民税】	時期は、譲渡年の前年、譲渡年、譲渡翌年)	
①－7. 中古住宅流通 ・リフォーム市場の拡大・活性化のための課税の特例措置 【登録免許税】	・買い取り再販事業者により改修工事が行われた中古住宅を個人が取得する場合に、買主に課される税率を一般住宅特例より引き下げる 所有権移転：一般住宅特例 0.3%→0.1% (本則2%)	H28年3月31日 【2年間】
①－8. 新築家屋の取得日等に係る特例措置 【不動産取得税】	・新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を、住宅新築の日から1年を経過した日に緩和(本則6ヶ月) ・住宅用土地に係る不動産取得税の軽減措置を受ける場合の土地取得から新築までの期間要件の特例措置を3年に緩和(やむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合は4年)(本則2年)	H28年3月31日 【2年間】
①－9. 住宅の耐震改修等のリフォームに係る課税の特例措置 【固定資産税】	①耐震改修：1年間 1/2に減額 ②省エネ：1年間 2/3に減額 ③バリアフリー：1年間 2/3に減額	① H27年12月31日 ②, ③H28年3月31日 【3年間】
①－10. サービス付き高齢者向け住宅供給促進に係る割増償却の特例措置 【所得税・法人税】	5年間 2.8割増償却 (耐用年数35年以上：4.0割増償却)	H28年3月31日 【3年間】

## ② 良好な市街地環境整備を促進するための税制

項目【税目】	内容	適用期限・要望
②－1. 誘導地区施設の公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例措置 【固定資産税・都市計画税】	・誘導地区施設と共に整備される公共施設、都市利便施設に係る課税標準の特例 5年間 1/5控除	H28年3月31日 【2年間】
②－2. 鉄道事業者等によるバリアフリー施策に係る課税標準の特例措置 【固定資産税・都市計	・鉄道事業者等が取得した固定資産(ホームドアシステム・エレベータ)に係る課税標準の特例 5年間 2/3に減額	H28年3月31日 【2年間】

画税】		
②－３．高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置 【不動産取得税】	・高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に、代替家屋を取得した場合、課税標準から従前家屋の価格を控除	H28年3月31日 【2年間】

## (2) P F I 事業を促進するための税制

政府では、PPP/PFI事業について3年間（平成26年度～28年度）を集中強化期間に位置付け、公共施設等運営権方式など事業類型毎に数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、さらなる少子高齢・人口減少時代において厳しい財政状況の中、今ある社会資本を維持し、公共投資を安定的に確保するためにも、PPP/PFI事業はより一層事業拡大への注目が集まっている。

民間事業者が公共施設を整備・運営するPFI事業においては、事業スキームが通常の公共事業と異なることにより、結果として民間事業者に課税される部分が出てきており、通常の公共事業とのイコールフットィングの観点からも税制上の手当てが必要であると考えている。

政府の方針に従ってPFI事業を推進していくためには、下記のような税制改正が必要と考え要望するものである。

### ① 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の免除（軽減）措置の拡充【登録免許税】

公共施設等運営権制度を活用した事業の円滑な施行及び事業者負担の軽減を図るため、公共施設等運営権に対する抵当権の設定の登録に係る登録免許税について免除措置を創設されたい。

### ② 公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設【法人税】

一般事業法人への投資（株式購入）では、法人税支払い後の利益を原資として投資家に配当され、投資家個々の納税の段階でも再度、課税が行われる。コンセッション事業に幅広く多様な資金を集めるためには、こうした二重課税を回避する仕組みとすることが効果的である。例えば、不動産の証券化に当たって、特定目的会社や投資法人に係る税制上の優遇措置が与えられたように、コンセッション事業においても新たな政策的な措置を手当てされたい。

### ③ BOT方式のPFI事業における固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

BOT方式による民間と競合しないPFI事業について、税のイコール・フットィングの観点から、BTO方式によるPFI事業と同様に、事業の用に供す

る資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。

#### ④ 大規模修繕等に備えた修繕積立金制度の創設【法人税】

P F I 事業におけるサービス対価は、5年、10年といった一定期間毎の大規模修繕等に備えた費用を含め、事業期間にわたって均等に支払われている。通常の公共事業であれば、大規模修繕の度に工事の発注が行われるため、民間事業者が内部留保しておく必要がないが、サービス対価を事業期間中、均等に受け取るP F I事業者は、大規模修繕に備え、毎年、一定額を積み立てて内部留保している。こうした大規模修繕等に備えた内部留保に対する課税は、P F I事業であるが故の税負担であると理解できる。

したがって、公共事業との税のイコールフットィングの観点から、P F I事業における事業期間全般に渡る修繕積立金制度等の特例措置を創設されたい。

## 4. 印紙税等の廃止

### (1) 印紙税の廃止【印紙税】

平成25年度税制改正により、平成26年4月から「工事請負契約書に係る印紙税の大幅な負担軽減措置」が導入されたが、より基本的には、工事請負契約書に係る印紙税は、以下のような理由から速やかに廃止されるべきである。

#### ○消費税との二重課税

印紙税は、ひとつの請負契約等に関連して消費税とともに課税されており、二重課税である。

#### ○業種による税負担の不公平

工事請負契約書や不動産譲渡契約書等の一部の文書のみ課税されている。(建物賃貸借契約書や物品売買契約書等については平成元年の改正により課税が廃止)

#### ○重層請負構造による多重負担

建設業においては、重層請負構造により多重に課税されるので、他業種に比して負担が重い。

#### ○文書課税という課税根拠の不合理

金額等の契約内容が同じでも電子契約の場合には課税されない。

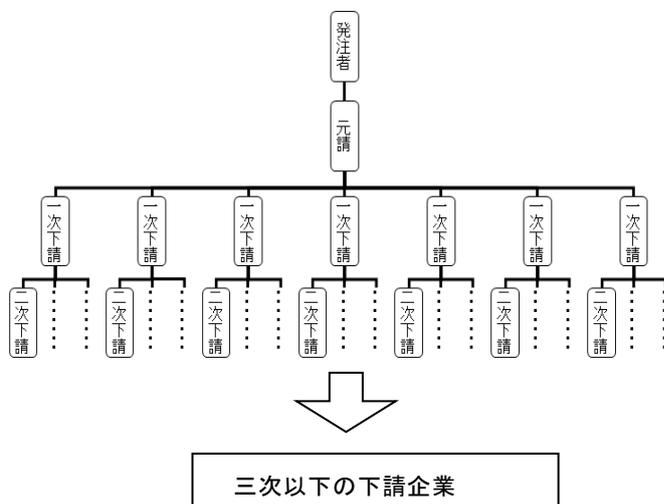
#### ○書面契約に対する阻害要因

建設業において電子的手段による契約の普及が進んでいない中であって、印紙税の負担が契約変更を含め、「書面による契約の締結」(建設業法第19条)の阻害要因となり得る。

#### ○諸外国との課税状況の比較

欧米主要国の経済取引に係わる文書への課税状況を見ても、わが国の印紙税のように請負契約書に対して課税する制度はない。

建設工事における重層請負構造のイメージ



請負契約書に係る印紙税に関する  
欧米主要国との比較

国名	印紙税制度の有無	請負契約書に係る印紙税
日本	○	○
アメリカ	×	—
ドイツ	×	—
イギリス	○	×
フランス	○	×

租税特別措置法による工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置税額

《平成26年4月1日から平成30年3月31日まで》

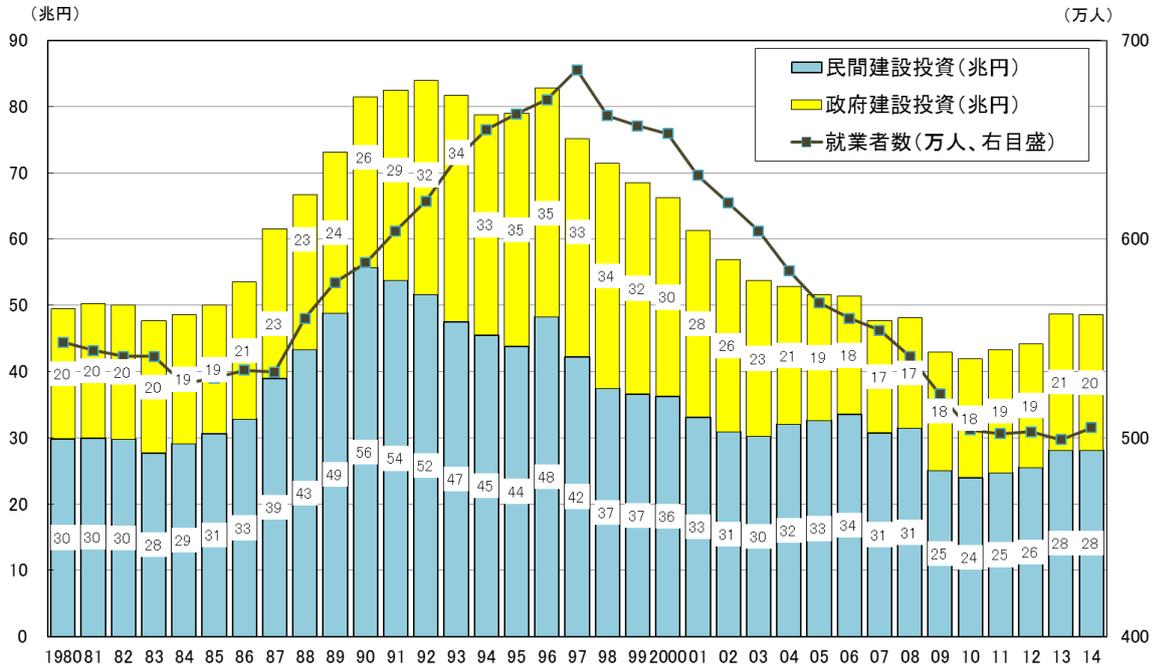
契約金額	本則税額	軽減後税額	契約金額	本則税額	軽減後税額
100万円超 200万円以下	400円	200円	5000万円超 1億円以下	6万円	3万円
200万円超 300万円以下	1千円	500円	1億円超 5億円以下	10万円	6万円
300万円超 500万円以下	2千円	1千円	5億円超 10億円以下	20万円	16万円
500万円超 1000万円以下	1万円	5千円	10億円超 50億円以下	40万円	32万円
1000万円超 5000万円以下	2万円	1万円	50億円超	60万円	48万円

(2) 創設当初の意義(土地への投資抑制等)を逸している税制の廃止【土地譲渡益重課税、地価税、特別土地保有税】

- ・ 土地譲渡益に対する追加課税制度の廃止
- ・ 地価税の廃止
- ・ 特別土地保有税の廃止

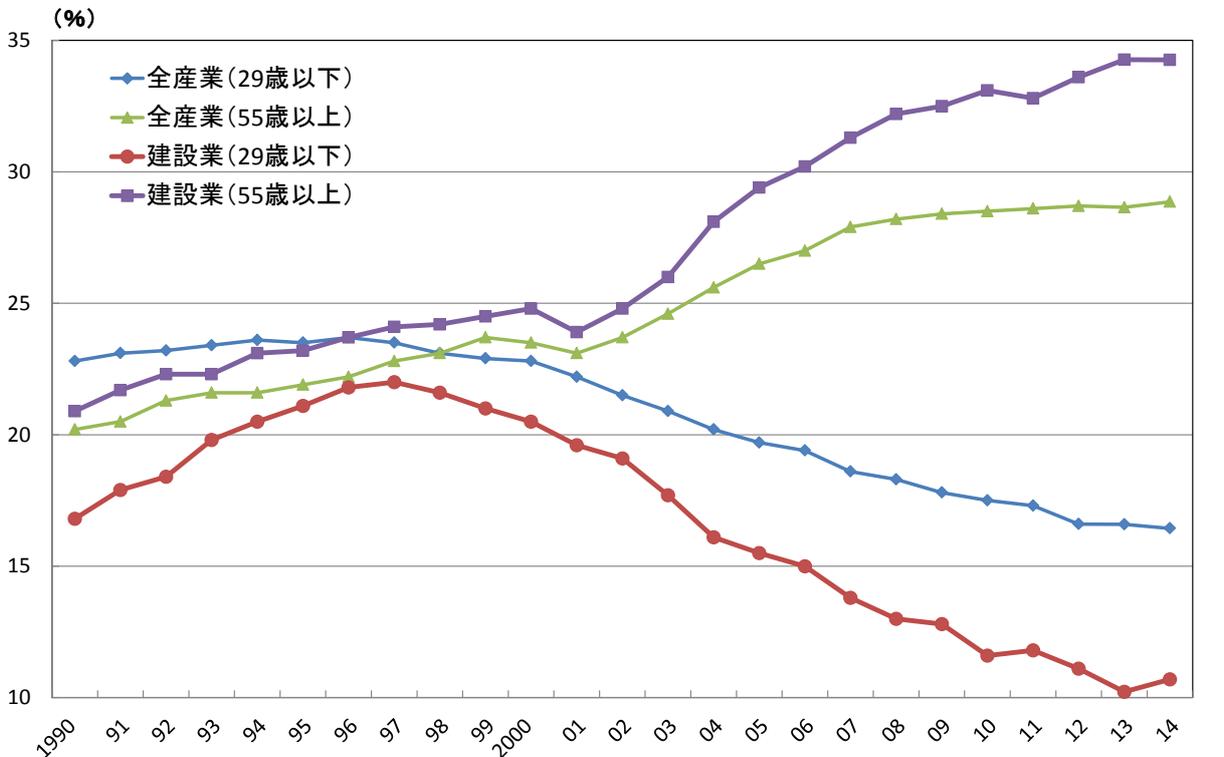
## 参考資料

### 【建設投資および就業者数の推移】



資料：国土交通省「建設投資見通し」、総務省「労働力調査」

### 【建設業就労者の高齢化の進行】



資料：総務省労働力調査（年）